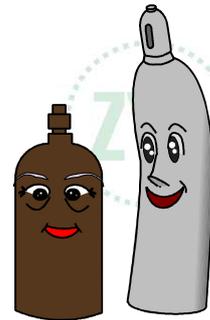


全  
溶  
連

## 全溶連保安関連頒布文書類

2012年3月 販売主任者研修会



### 平成23年事故件数発表(暫定)

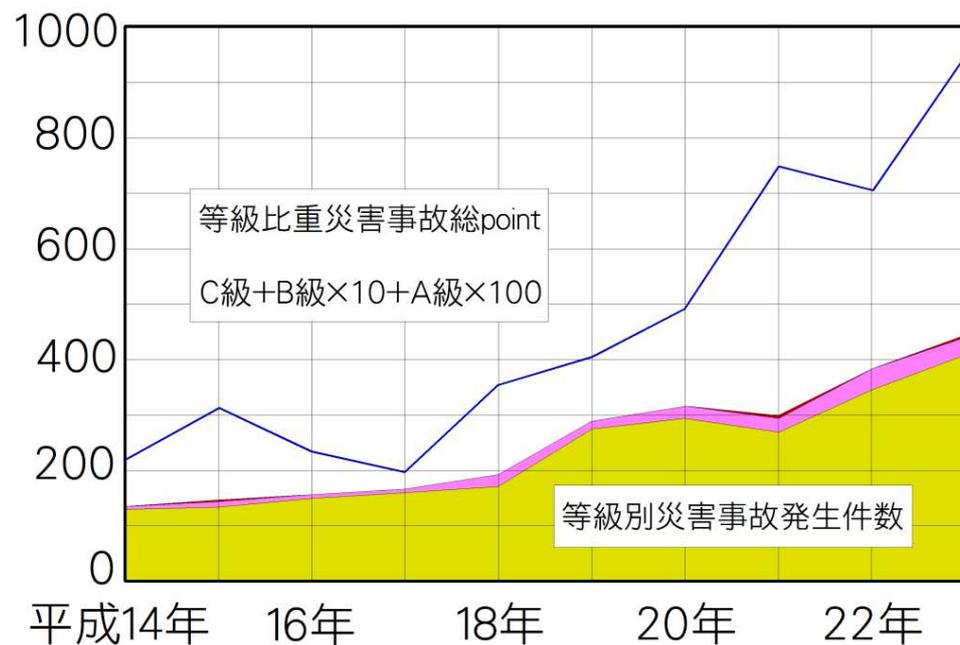
- 事故総数999件、12年連続増（確定千件超？）
- 災害事故は前年比15・2%増の439件
- 災害件数は高圧ガス史上未曾有の400件超
- 23年始め1月～事故措置マニュアルが、定期検査時など軽微なガス漏れをカウントしないと改訂された効果ほとんどなし
- 頭打ち傾向の喪失・盗難に比して災害事故は10年で10倍、増加に歯止めかからず！

（産報・産業特新より）

## グラフで見る災害事故件数の状態



## グラフで見る災害事故件数の状態





# 高圧ガス周知文書

(表紙)

## ◇高圧ガス容器※について

すべての高圧ガス容器は永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。ガスの性状、容器のつくりや販売店のサポート体制などから消費事業所での容器滞留期間を販売店とあらかじめ文書で取り決め、容器内のガスの残量にかかわらず、決められた期間以上滞留しないよう心がけてください。

※本書面では断りのない限り高圧ガス容器のことを単に「容器」と呼びます。

高圧ガス溶材組合連合会

容器の滞留期間の契約・容器の残量に関わらず返却

# 高圧ガス周知文書

(1 使用する消費設備の適応性)

## ◆容器について

### ●高圧ガスの受け入れ立会いと迅速返却

容器の受け払い責任者によって保管、授受管理を徹底し、使用済み容器は迅速に返却されるようご協力お願いいたします。

容器の長期保管は

を防止するため盗難防止の警戒など必要な措置を講じなければなりません。

容器は、紛失・盗難などで知識がない人や悪意のある人の手に渡ると非常に危険です。管理責任者を選任し、受け入れ・払い出しの立会い確認を行って、占有責任のある容器の所在管理を行って下さい。

フリ フニ ドゴゴ (容器取付機)

容器管理責任者の選任・所在管理・迅速な返却

# 高圧ガス周知文書

## (2 消費設備の操作、管理及び点検)



毎日使用しない容器も作業の開始前と終了後にその所在を確認し、万一容器の盗難、紛失の場合は直ちに都道府県担当部署又は警察署及び納入業者に必ずご連絡ください。

定期的に販売店から発行される、容器の滞留状況の情報をもとに、事業所内で確保している容器の所在と安全を確認してください。

●ホーフ

容器の毎日確認・容器調書による所在確認

# 高圧ガス周知文書

## (6 その他)

全を確保するため、社外で販売業界団体などが開催する保安教育の機会には必ず参加し、または保安の情報収集に努め、販売店などから提供された情報のうち重要な項目は掲示、および内容の閲覧ができるようにしてください。指導を受けた場合は改善し、報告を行ってください。法の定める販売店の保安台帳更新にご協力ください。

### ▲保安

講習会の参加・保安情報の社内周知  
・指導の改善報告・保安台帳の更新協力

## 販売者には「周知させる義務」がある

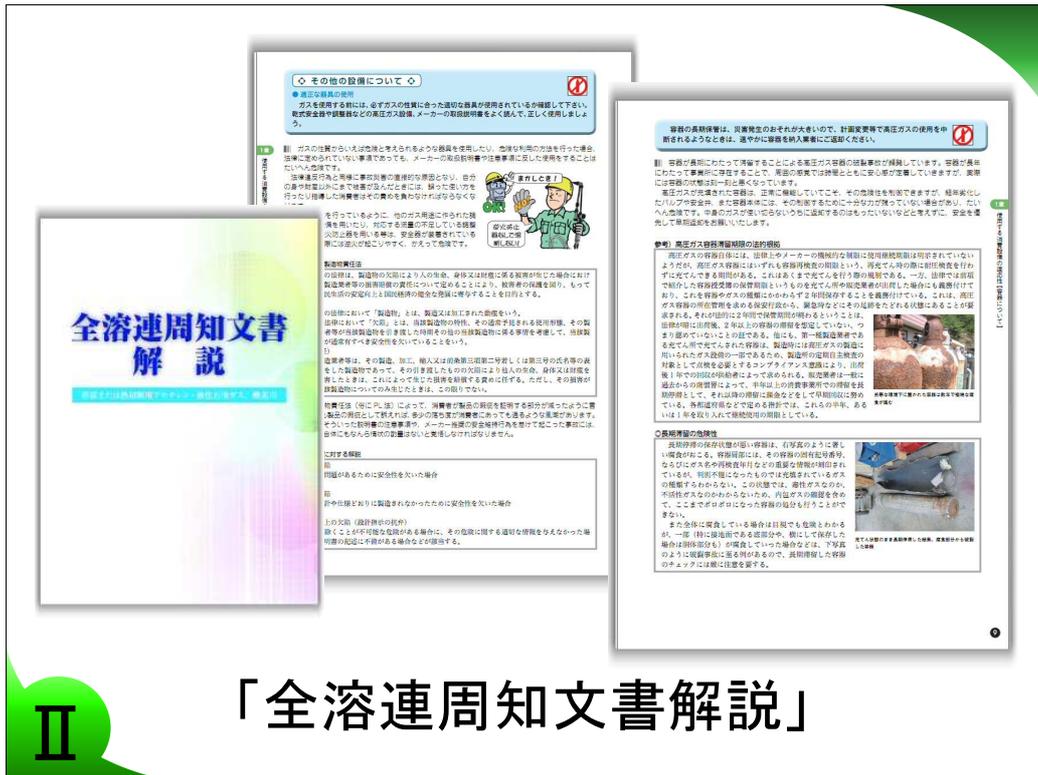
(周知させる義務等)

法 第二十条の五 販売業者又は第二十条の四第一号の規定により販売する者は、経済産業省令で定めるところにより、その販売する高圧ガスであって経済産業省令で定めるものを購入する者に対し、当該高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項であって経済産業省令で定めるものを周知させなければならない。

## 販売者には「周知させる義務」がある

消費事業所で  
社内周知は可能か？





## II

# 「全溶連周知文書解説」

## 「全溶連周知文書解説」の必要性

- 消費者だけでなく、販売店からも絶えない周知文書に関する質問(特に法根拠)
- なぜ周知の内容を遵守しなければならないか、理解もせずおいてくるだけ(周知にならない)
- 購入者に「周知させる」ためには、自分の理解だけでなく、購入者が理解する必要がある

# 容器の滞留期限の法的根拠を解説

## 周知文書の表紙について



### 高圧ガス容器について

すべての高圧ガス容器は永久に高圧のままガスを閉じ込めておけるものではありません。ガスの性状、容器のつくりや販売店のサポート体制などから消費事業所での容器滞留期間を販売店とあらかじめ文書で取り決め、容器内のガスの残量にかかわらず、決められた期間以上滞留しないよう心がけてください。

.....  
周知項目に  
よそ1,500t

そんな高圧ガス容器は、消費現場から見れば常に販売業者等によって、その所在や滞留期間が管理されているように見えますが、容器の所在の法的管理義務は、わずか2年間で終了します。

つまり販売業者等は、自分たちの手元から高圧ガスの容器が離れて、2年以降については、その授受の記録を保持しなくてよいと決まっているということです。とはいえ、地方自治体の保安行政は、販売店や充てん所などに、未返却容器や、消費先の所有容器について、記録の保存期限を過ぎてなお、その所在管理を求めます。

それは、本来ならそういった長期にわたる停滞容器こそ、いっそう危険であるということがわかっているからです。

では、そもそもなぜ法律では記録の保存期限を2年間で定めているのでしょうか？

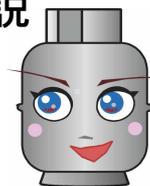
それは、容器1本1本がたいへん高価で、容器の再検査期間も3年間であり、しかもガス自体も貴重なものであった昔、販売店がイニシアティブを持って高圧ガスを販売していたころ、1年以上も貴重な容器を停滞させるような消費先には、供給をしづらざるを得なかったために、一般常識として2年間も授受記録を保存しておけば、その保存期限が終わるころには、すでに次の出荷が終わっているというのが当たり前であったからだと考えられます。

つまりこの規則のみならず、高圧ガスの容器に係わる取り決めは、2年以上も消費先に滞留することなどないということを前提に作成されていると言っても過言ではないと考えられるということです。

# その他指針にも役立つ解説満載

- ④ ページ 容器使用料徴収の妥当性解説
- ⑧ ページ 需要家における容器管理の必要性
- ③⑩ ページ 容器管理者による盗難防止の解説
- ③④ ページ 高圧ガス設備の定期点検の必要性
- ⑦⑨ ページ 保安講習会参加への要請
- ⑧② ページ 保安台帳更新協力の必要性解説

・・・などなど



## 「解説」の特徴：根拠条文と罰則の明記

なお、各項目に対する法規制に基づく罰則などについては、以下のようなマークを記しています。とはいえ「罰則があるから守らなければならない」ではなく、それほど厳しい罰則があるのは、保安法の目的にある「公共の安全の確保」に、それだけ甚大な影響がある行為だということをご理解いただき、遵守いただけるようお願いいたします。



注意事項、お願い事項



保安法根拠の最高罰金 50 万円の罰則のある法規制



保安法根拠の最高罰金 30 万円の罰則のある法規制



保安法根拠の最高 1 年の懲役 + 罰金 100 万円の罰則のある法規制



保安法根拠の最高 6 か月の懲役 + 罰金 50 万円の罰則のある法規制



刑法など他の法律に根拠があり罰則の適用されるもの



労働安全衛生法や規則に根拠のある法規制

関連事例

事故事例など関連情報

その他、事故事例やヒヤリハットから知られている注意事項も、安全確保のためのお願い事項としてあげておりますので、厳守いただけるようあわせてお願い申し上げます。

②ページ

## 事故記事による危険事例の解説

保安法罰則規定 第八十三条第二号により、最高 30 万円の罰金が前規定で違反者および事業主に科せられる

### 関連事例

#### 工場爆発、4 人死傷 / 「爆弾、落ちたような音」 / 静岡・浜松の工場

2007 年 09 月 04 日午前 9 時 30 分ごろ、浜松市東区和田町の金属セラミック加工会社で爆発があり、工場 2 棟が全半壊するなどし、重傷 2 人を含む男性従業員ら 4 人がけがを負って病院に運ばれた。その後作業中の社員一名が全身やけどで死亡したほか、男性従業員ら 3 人が顔面打撲などの軽傷を負っているほか、隣接する自動車整備工場で作業者だった従業員が破片を顔に受けて軽傷を負った。

### 関連事例

#### ガスボンベ、灯油、手にライター / 市役所に車突っ込む

2008 年 6 月 30 日午前 9 時 10 分ごろ、大阪府富田林市の市役所 1 階正面玄関に、LP ガスなどを載せた乗用車が突っ込んだ。正面玄関はガラスの二重扉となっており、乗用車は 1 枚目のガラ

### 関連事例

#### アセチレンガスボンベ窃盗 / 3 被告を逮捕

窃盗罪などで公判中の 3 被告は、2007 年 4 月から 2008 年 2 月に窃盗容疑で逮捕されるまで、横浜、川崎市、東京都内を中心に店荒らしなど、約 20 件の窃盗の余罪を認めた。被害総額は約 6,000 万円に上るとみられている。

# 保安法以外にも言及

(激発物破裂)  
 第一百七十七条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第八十八条に規定する物又は他人の所有に係る第九十九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第九十九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第一百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者も、同様とする。  
 2 前項の行為が過失によるときは、失火の例による。  
 (業務上失火等)  
 第一百七十七条之二 第一百六条又は前条第一項の行為が業務上必要な注意を怠つたことよつとき、又は重大な過失によるときは、三年以下の禁錮又は百五十万円以下の罰金に処する。

**刑法・激発物破裂罪**

6条  
 その他高圧ガスによる災害  
 被害の罪と比較して、重いつつにより処罰する。  
 またその刑は放火の例にならうとされているため

(現住建造物等放火)  
 第八十八条 放火して、現に人が住居に使用し又は現に人がいる建造物、汽車、電車、船舶又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

労働安全衛生法

国民保護法

事例 No.	ガス名	機器名	作業	分類
No. 01	炭酸ガス	容器	移動 <sup>※1</sup>	事故

**状況**  
 夏、2トン車に炭酸ガス容器等を積載して移動中、炭酸ガス容器の安全弁より液化ガスが噴出した。(移動時の40℃以下保持違反)  
(この事例の場合、高圧ガス保安法上の事故に該当するため、都道府県または警察に届け出が必要となります。詳しくは警察(事故届について)を参照ください。)



**原因**  
 ●シートを掛けていなかったため、直射日光等により温度が上がり、安全弁から液化ガスが噴出した。

**対策**  
 ●直射日光に当てないようにシート等で日よけをする。  
 ●通風を良くし、容器温度を40℃以下に保つ。

※1 高圧ガス保安法 23 条により、高圧ガスを移動する場合に、一般高圧ガス保安規則(経済産業省令) 第 50 条などに定められた基準を守らなければなりません。守らない場合は同法の第 83 条第 2 項による罰則(罰金最高 30 万円)の対象となります。

[違反している移動の基準 一般高圧ガス保安規則より]  
 第 50 条 2 号 充てん容器等は、その温度(ガスの温度を計測できる充てん容器等においては、ガスの温度)を常に 40 度以下に保つこと。

事例 No.	ガス名	機器名	作業	分類
No. 02	一般ガス	容器	移動 <sup>※1</sup>	ヒヤリハット

**状況**  
 高圧ガス容器を床面の不安定な場所で転がしていたため、容器が傾き、支えきれなくなり下敷きになりそうになりヒヤリとした。  
(移動時の転落転倒防止違反)



**原因**  
 ●床面の不安定な場所で移動作業を行った。

**対策**  
 ●床面を補修する。(鉄板やパネル板の使用)  
 ●容器運搬台車を利用する。

※1 高圧ガス保安法 23 条により、高圧ガスを移動する場合に、一般高圧ガス保安規則(経済産業省令) 第 50 条などに定められた基準を守らなければなりません。守らない場合は同法の第 83 条第 2 項による罰則(罰金最高 30 万円)の対象となります。

[違反している移動の基準 一般高圧ガス保安規則より]  
 第 50 条 4 号 充てん容器等(内容積が 5 リットル以下のものを除く)には、転落、転倒等による衝撃及び VIB の増大を防止する措置を講じ、かつ、転倒を取り戻しをしないこと。

III

「高圧ガス消費者のための危険事例集」

## 「高圧ガス消費者のための危険事例集」

出版のいきさつ

「高圧ガス消費者のためのヒヤリハット事例集  
(一般高圧ガス編)」平成18年初版 を改訂

### [問題点]

- 「ヒヤリハット事例」なのに、「ヒヤッとした」で事例紹介文章が終わっていない。
- 「ヒヤリハット事例」なのに、保安法上の事故が紹介されている。

漏洩、噴出、火災、爆発、人身事故など

## 「高圧ガス消費者のための危険事例集」

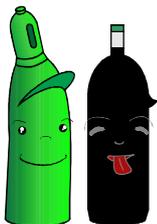
### [改善点]

分類に「ヒヤリハット」と「事故」を設けた

事故になる場合は赤字で届出を推奨

事例中で違反になる部分の適応規則を掲載

あわせて対応する罰則を明記



ところが、発行後・・・

# 「高圧ガス消費者のための危険事例集」

事例 No. 22	ガス名	機器名	作業	分類
	溶断ガス	容器	消費 <sup>*1</sup>	事故

**状況**  
 ガス溶断作業中に溶断機に逆火して、トーチ手元で火が（アセチレンガスの逆火災害防止義務違反）  
 （この事例の場合、高圧ガス保安法上の事故に該当するため、都出が必要となります。詳しくは巻末「事故届について」を参照く

**原因**  
 ●溶断機に逆火防止器を取付けていなかった

**対策**  
 ●逆火防止器を取付ける。  
 ●周知文書をよく読む。

一般高圧ガス引渡し先保安台帳  
 [既開帳簿を継承し名称変更を行う場合は適用]

引渡先	名称	年	月	日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

一般高圧ガス引渡し先保安台帳  
 [既開帳簿を継承し名称変更を行う場合は適用]

引渡先	名称	年	月	日	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

## IV 「一般高圧ガス引渡し先保安台帳」









「容器の取り扱い」注意文書うちわ  
(在庫限り)

VIII



「高圧ガスを安全な商材とするために」  
パワーポイント(ナレーション入り)

IX



## 兵庫県高圧ガス容器対策指針に見るユーザー向け保安情報

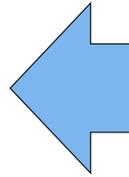
### 第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は次の措置をとるよう努める。

(保安情報の提供)

- 8 供給事業者団体等が主催する講習会で得た情報その他の高圧ガスを安全に消費するための適切な保安情報を消費事業者に提供する。

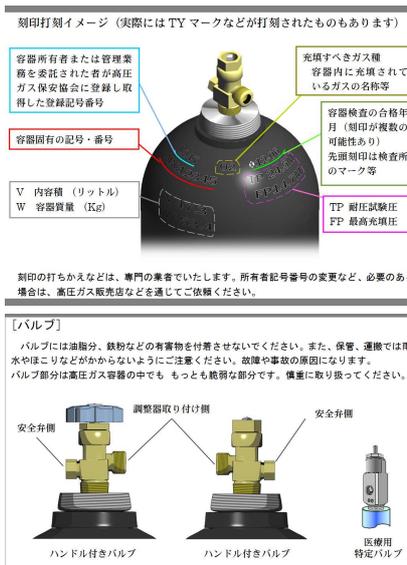
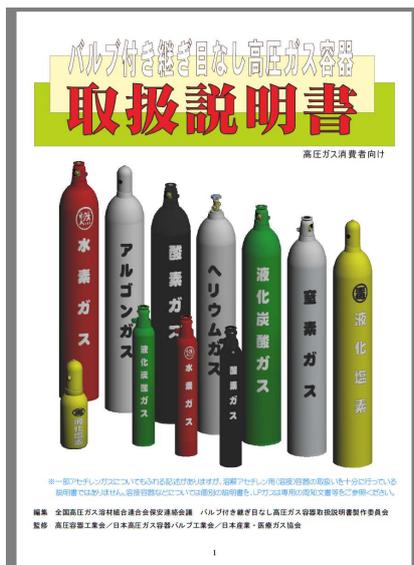
Coming Soon !



XI

改訂「高圧ガスのやさしい地震防災対策」

Coming Soon !



XII

「バルブ付き継ぎ目なし高圧ガス容器取扱説明書」

*Coming Soon !*

全溶連各委員会WGで検討されている関連資料

- 一般高圧ガス販売時マニュアル(仮称)
- 全溶連版 販売店自己診断指針チェックリスト(仮称)
- 継ぎ目なし高圧ガス容器取扱説明書抜粋シート
- 「全溶連周知文書解説」ガイドDVD

…などです。乞うご期待！

## おまけ

兵庫県高圧ガス協同組合 提供  
兵庫県高圧ガス容器保安対策指針  
関連書式類

- 消費現場の日常点検シート  
(難燃性ストーンシート)
- 「容器管理委託契約明示ラベル」

指針関連で組合から提供されている資料

# I 消費現場の日常点検シート A2版 (難燃性ストーンシート)

## 第5 消費事業者がとるべき措置 消費事業者は次の措置をとるよ うに努める。

(日常点検の確認)

### 3 容器等の消費設備について毎 日の作業開始時及び作業終了時 に日常点検を行い、容器の管理 責任者が管理状況を確認する。

日常点検については、高圧ガス容器の占有  
者や消費事業者が注意すべきもので、高圧  
ガス保安法や本指針、また事故事例等から、  
高圧ガスの事故や災害の防止に効果のある  
項目を表にしたものを用意した。消費事業  
者は、これを容器置場の周辺や消費場所の  
近くに貼付などして閲覧し、声に出して  
チェックを行うなど、高圧ガス保安の徹底  
に心がけてほしい。(マニュアル)

#### 消費現場の日常点検シート

以下は、高圧ガス容器の占有者や消費事業者が注意すべきもので、高圧ガス保安法や容器保安対策指針、また事故事例等から、高圧ガスの事故や災害の防止に効果のある日常点検項目です。

容器置場の周辺や消費場所の近くに貼付などして閲覧し、遠慮声を出してチェックを行い、高圧ガス保安の徹底に心がけてください。

◇作業開始時の日常点検	◇作業終了後の日常点検
容器は置場にそろっているか	バルブは閉止したか
使われていない容器のチェック	容器置場に置いたか
・使用済みや使用予定のないもの	充てん容器と残ガス容器の区分
・腐食・漏洩や停滞期限がきた容器	酸素と可燃性ガス容器の区分
容器以外の消費設備のチェック	車両に残み残している容器はないか
・漏洩・老朽化等の問題ははないか	盗難防止対策はなされているか
使用して異常はないか	立てて保管し、転倒防止を施したか
安全機器類は正しく使われているか	その他置場に不備な点はないか
・逆火防止器・専用の調整器	★不備な容器置場とは
・ホースバンド、ゴムホースの保護	40℃以上になるおそれがある、
使用場所の安全は配慮されているか	通風が悪い、不要物がある、
・消火器や用水の準備	適当な消火器の備えがない、
・40℃以下、通風、転倒防止など	海水や水気にさらされる、
	2m以内に火気がある等

指針では、この点検の結果について、「容器の管理責任者が管理状況を確認する」としています。



## このように評価いただけるはずですが



## II

指針関連で組合から提供されている資料

### 「容器管理委託契約明示ラベル」 (代理登録容器貼り付け用)

第5 消費事業者がとるべき措置  
消費事業者は次の措置をとるように努める。

(業務管理委託契約締結)

9 所有容器について容器管理業務を委託する場合は、容器の定期点検及び廃棄について委託内容として定め、**当該業務を委託したことを容器に明示する。**

この容器は法定の所有者刻印について管理業務契約がなされ、点検や廃棄等保安管理の契約を遵守しなければなりません。契約不履行の場合、所有者は懲役+罰金の法違反対象となります。不明なことは容器に刻印された所有者記号番号（英1+数3文字）を登録する管理業務受託者（不明の場合はガス供給業者か高圧ガス保安協会）までお問合せください。

これはまた極端な例ですが・・・





ZYR ご安全に

全溶連保安関連頒布文書類

2012年3月 販売主任者研修会